

泉佐野市低所得世帯価格高騰重点支援給付金（追加）

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯に対し、国から示された1世帯当たり7万円の給付に加え、市独自の取組として3万円を追加し、1世帯当たり合計10万円を追加給付します。

また、住民税均等割のみ課税世帯に対し、昨年10月末まで市独自で実施してきた3万円の給付に加え、1世帯当たり10万円を追加給付します。

なお、随時、情報を更新する場合がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。



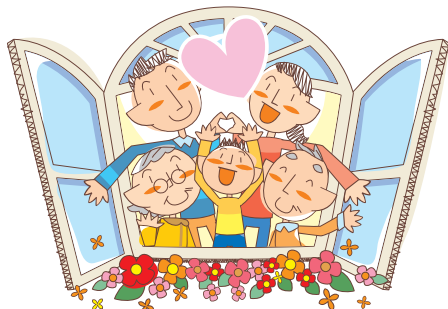
住民税非課税世帯

給付対象者 基準日（令和5年12月1日）に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
※「親に扶養されている一人暮らしの学生」や「別居する子に扶養されている夫婦」など世帯全員が住民税課税者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外

受給権者 対象世帯の世帯主

給付金額 1世帯当たり10万円

申請方法 市から対象となる見込みの世帯の世帯主宛に準備が整い次第、案内を送付します。



住民税均等割のみ課税世帯

給付対象者 基準日（令和5年12月1日）に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、令和5年度住民税均等割のみの課税者で構成されている、または令和5年度住民税均等割のみの課税者と住民税非課税者で構成されている世帯

※「親に扶養されている一人暮らしの学生」や「別居する子に扶養されている夫婦」など世帯全員が住民税課税者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外

受給権者 対象世帯の世帯主

給付金額 1世帯当たり10万円

申請方法 市から対象となる見込みの世帯の世帯主宛に準備が整い次第、案内を送付します。

住民税均等割のみの課税者とは

本市の場合5,300円（市民税3,500円、府民税1,800円）のみ課税されている人で、納税通知書や課税証明書に記載されている所得割の金額が0円の人

いずれも

申請期限 3月31日(日)（必着）

給付（振込）時期 申請書などを受け付けてから、記載の振込口座に2～3週間程度で振り込む予定です。ただし、確認書などの返送が集中する時期は、それ以上かかる場合がありますので、ご了承ください。なお、確認書などに不備などがあった場合は、確認が取れるまで振込できませんので、ご注意ください。

問合先 平日 午前9時～午後5時に泉佐野市価格高騰重点支援給付金コールセンター（☎463-2181）へ

【低所得者の子育て世帯への加算について】

上記給付金対象世帯で18歳以下の児童がいる世帯に児童1人当たり5万円を給付します。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



価格高騰重点支援給付金の給付を装った特殊詐欺などに注意してください！

- 価格高騰重点支援給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
- 価格高騰重点支援給付金の給付のため、手数料の振り込みを求めることはありません。
- 価格高騰重点支援給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。

※ 価格高騰重点支援給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。